



今回の内容	発行
空室対策にエレベーター 建築物の健康診断 = 定期報告制度 平成12年度の税制改正のポイント	株式会社ダイキウ 豊中コンサルティング事務所 相談室 豊中市北桜塚 1-5-29 桜塚ビル 2階 06-6842-0400 2000年6月発行 No.004

1 空室対策にエレベーター

三菱電機と川崎製鉄は、エレベーター設置事業について提携を行い、既存の集合住宅向けに事業を推進することになりました。

従来、後でエレベーターを設置する際は、建築工事を請け負ったゼネコンが昇降路を製造し、エレベーターはメーカー、という形で工事していましたが、鋼材メーカーである川崎製鉄とのタイアップにより、従前に比べ20%前後のコストダウンがはかれるとの事です。

この三菱・川崎の共同事業体には、既に公営・公団からの引き合いもあり、高齢化社会への対応、あるいは空室対策として今後ますます需要が広がると思われます。

特 徴

機械室レスだから、省スペースで設置

どなたにも快適にご利用いただけるユニバーサルデザイン採用

維持費がお得な省エネタイプ

使い勝手のよい2方向出入口も可能

建築確認等の書類申請もお任せ

お問い合わせは、

三菱電機株式会社 関西支社 ビルシステム部 06-6347-2281

2 建築物の健康診断 = 定期報告制度

共同住宅、寄宿舍、劇場、ホテル旅館等のいわゆる特殊建築物は、不特定多数の人々が利用するため、いったん火災などの災害が起こると、大惨事になる危険があります。そのため、建築基準法では、これらの建築物を定期的に専門の技術者に点検してもらって、特定行政庁に報告するように義務付けています。

今年は、3年に1度の共同住宅、劇場、ホテル旅館、学校の報告時期となっており、12月25日までに大阪建築防災センターへ提出することが必要です。

弊社、豊中コンサルティング事務所では、上記の定期報告の調査技術者が常駐し、報告書作成業務を承っております。お気軽にお問合せください。

電話 06-6842-0400 担当：大西

3 平成12年の税制改正のポイント

土地建物等に関する主な税制改正事項は、次のとおりです。

平成12年度の評価替えに伴い、平成12年度から平成14年度までの固定資産税について、前年度の課税標準額の新評価額に対する割合が75%（平成14年度は70%）を超える商業地等については、新評価額の75%（平成14年度は70%）を課税標準として計算した税額にとどめる負担調整措置が設けられました。

租税負担回避行為を防止する主旨から、日本国内に住所を有しない一定の相続人又は受贈者が取得した国外財産が相続税又は贈与税の課税対象に加えられました。

相続税を延納した場合の利子税率が引き下げられました。

土地の登記に係る登録免許税について、課税標準を3分の1とする特例の適用期限が3年間延長されました。

宅地などに係る不動産所得税について課税標準を2分の1とする特例の適用期限が3年間延長されました。

借入金残高5,000万円以下の部分について、15年間にわたって3段階の控除率により控除税額を計算し、総額で最高587万5,000円を控除する住宅ローン控除の特例措置の適用期間が6ヶ月延長され、平成13年6月30日までに入居した場合に適用されることになりました。

詳細をお知りになりたい方は、当社 相談室へお問合せください。

電話 06-6842-0400 豊中コンサルティング事務所 相談室